

議事事務局告示第二号

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年四月一日

広島県議会議長 林 正 夫

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

広島県議事事務局の職員の職の設置に関する規程（昭和四十八年議事事務局告示第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項各号を次のように改める。

- 一 次長
- 二 課長
- 三 共通業務担当監
- 四 課長代理
- 五 企画法制監
- 六 課長補佐
- 七 政務調査員
- 八 主任企画員
- 九 主任専門員
- 十 係長
- 十一 企画員
- 十二 専門員
- 十三 主任
- 十四 主任主事
- 十五 主任技師
- 十六 主事
- 十七 技師

第三条第二項中「前項第一号から第十二号まで」を「前項第一号、第二号及び第四号から第十三号まで」に改め、同条第三項中「第一項第十三号及び第十四号に掲げる職にあるもの」を「第一項第十四号から第十七号までに掲げる職にある者」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第三号に掲げる職にある者は、上司の命を受け、総務事務の集中処理に関する事務を総括及び整理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。